

増築改修工事請負契約書

注文者_____（以下「甲」という）と請負人 新洋建設株式会社（以下「乙」という）とは、本契約書による耐震化改修工事請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（工事の目的物等）

- 1 工事の目的物（以下「目的物」という。） 添付の設計図及び仕様書のとおり
- 2 工事場所 _____
- 3 工期 着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日
完成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 引渡しの時期 完成の日から _____ 日以内
- 5 請負代金額 金 _____ 円
うち、工事価格 _____ 円
取引に係る消費税及び地方消費税の額 636,364 円

第2条（請負代金の支払方法）

乙は、甲に対し、前条の請負代金について、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって、以下のとおり分割して支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日限り 金 _____ 万円
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日限り 金 _____ 万円
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日限り 金 _____ 万円

第3条（原材料の負担）

本工事にかかる原材料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

第4条（引渡及び検査等）

- 1 乙は甲に対し、第1条に記載する引渡期日までに、目的物を引き渡すものとする。なお、引渡に伴う費用は甲の負担とする。
- 2 甲は、目的物の検査を引渡後7日以内に行い、その結果を乙に書面で通知する。

- 3 この通知書の発送の日をもって、目的物の所有権を乙から甲に移転するものとする。

第5条（瑕疵担保）

- 1 乙は目的物の瑕疵によって生じた滅失毀損について、引渡の日から1年間担保の責を負う。
- 2 前項の瑕疵があったときは、甲は相当の期間を定めて乙に補修を求めることができる。但し、瑕疵が重要でないのに補修に過分の費用を要するときは乙は、適当な損害賠償でこれに代えることができる。

第6条（危険負担）

- 1 目的物の所有権が甲に移転する前に、甲の責めに帰することのできない事由により、滅失、毀損したときは、その損害を乙が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が本契約を締結した目的が達せられないときは、甲は本契約を解除することができる。

第7条（不可抗力）

- 1 乙は、本契約上の義務の履行が、次の各号のいずれかの事由により遅滞したときは、甲に対し当該義務の履行遅滞の責を負わない。
 - (1) 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。）
 - (2) テロ、戦争及び内乱
 - (3) 原子力事故
- 2 前項の事由により履行を遅滞した場合、乙は、甲に対し、ただちに当該事由の発生を通知する。
- 3 甲は、第1項の事由による履行遅滞が90日以上継続した場合は、本契約を解除することができる。

第8条（損害賠償責任）

甲及び乙は、故意又は過失により、本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する。

第9条（契約の解除）

甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方による本契約上の重大な違反があったとき

- (2) 相手方の資産につき、仮差押、仮処分、仮差押、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続が開始されたとき
- (3) 相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申し立てがあったとき
- (4) 相手方が銀行取引停止処分をうけたとき
- (5) 相手方が事業を廃止し又は解散の決議を行ったとき

第10条 (遅延損害金)

甲が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 % (年365日日割計算) の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第11条 (合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲) 住所

氏名

印

乙) 住所 大阪府堺市中区見野山 111 番 1 号

氏名 新洋建設株式会社

印